

【事例紹介】 損傷が発見された地方公共団体管理橋梁等への技術的支援

■ 関東地整では、地方公共団体からの依頼を受け、損傷が発見された当該地方公共団体の管理橋梁等について、必要に応じて国総研及び土研とも連携し、技術的支援(例: 合同現地調査、詳細調査や対策検討等)に関する技術的助言等)を実施しています。

① 5月 市の橋梁点検において損傷を発見



〈橋梁損傷の状況 (コンクリート剥離、鉄筋露出)〉

② 5月 関東地整あて技術的支援の依頼 (県経由)

⇒③ 6月～ 関東地整・県・市による合同現地調査・技術的助言



〈合同現地調査の状況〉

〈道路構造保全官 (関東地整) による調査状況〉

④ 7月 技術的助言を受け、市が詳細調査 (塩化物イオン濃度含有量試験等) を実施



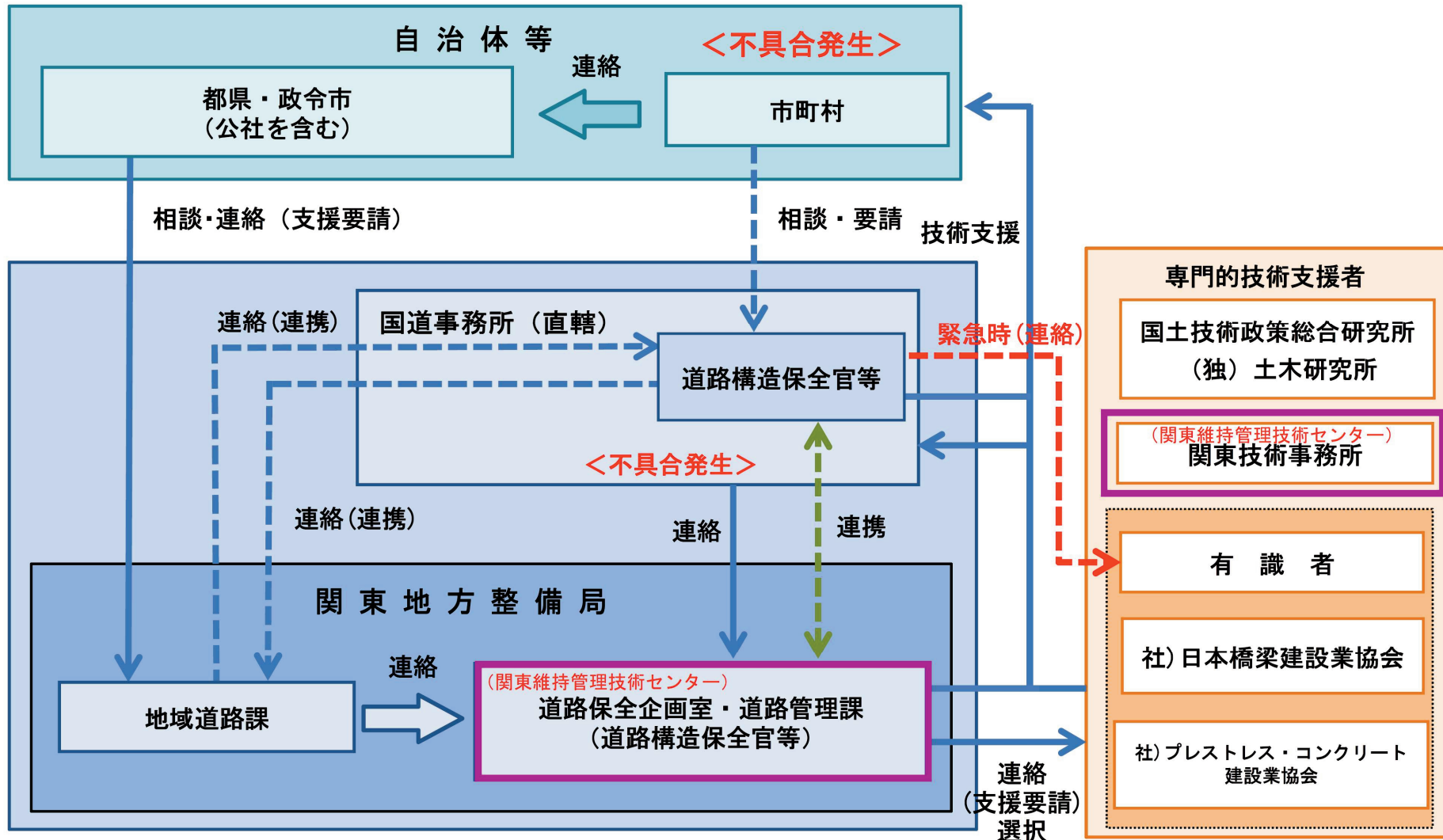
〈市による詳細調査の実施状況〉

⑤ 10月～11月 市が補修工事を実施



〈補修完了〉

【注意】 上記以外にも、打合せ・電話・メール等により、適宜、技術的助言等を実施。



(国土交通省) 関東維持管理技術センターでは、地方公共団体が管理される道路構造物の損傷への対応など、維持管理に関する技術面のご相談をお受けしています。お気軽に下記までご連絡下さい。 ※なお、各都県の道路メンテナンス会議・事務局(国道事務所、都・県)に、ご相談頂いても結構です。

【連絡先(関東維持管理技術センター)】

(本局 道路部 道路保全企画室) ☎048-600-1323 (FAX: 048-600-1433)

(関東技術事務所 維持管理技術課) ☎047-386-2426 (FAX: 047-389-5321)